

智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例（昭和 59 年智頭町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、智頭町農業団地センター（以下「団地センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、智頭町農業団地センター（以下「団地センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>（指定管理者による管理） 第 4 条 町長は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、団地センターに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>（1）<u>団地センターの施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>（2）<u>前号に掲げるもののほか、団地センターの管理に関する業務のうち、町長のみの権限に属する事務を除くもの</u></p>	
<p>（指定管理者の管理の期間） 第 5 条 <u>指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、前条に規定する町長の指定を受</u></p>	

けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（開館時間及び休館日）

第6条 団地センターの開館は午前9時、閉館は午後10時とする。ただし、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て変更することができる。

2 団地センターの休館日は、次のとおりとする。

（1）日曜日及び祝祭日並びに土曜日の午後

（2）1月1日から同月3日まで及び12月31日

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらずあらかじめ町長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

（利用の許可）

第7条 団地センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。

（1）公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（2）団地センターの施設設備

（使用許可）

第4条 団地センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可を与える場合において、団地センターの運営管理上必要があるときは、その使用について条件

をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、団地センターの管理上支障があると認められるとき。

(行為の制限等)

第8条 団地センターにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) 団地センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、団地センターの管理上支障があると認められる行為。

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、団地センターへの入館を拒み、又は団地センターからの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、団地センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取り消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に使用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、団地センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(利用料金)

第11条 団地センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表のとおりとし、指定管理者にその収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者がその収入として料金を收受する場合には、指定

(使用料)

第5条 団地センターを使用しようとする者は、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、地域農業者が団地センターの設置目的により使用する場合は無料とする。

- 2 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。

管理者は、団地センターの利用について、あらかじめ町長の承認を得て定めた額の料金を徴収する。

(使用料の返還)

第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由によって使用を中止した場合は、既納の使用料の全部又は一部を還付する。

(使用の取消し等)

第7条 町長は、使用者が次の各号の1に該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は退去(以下「取り消し等」という。)を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他町長が必要と認めたとき。

第8条 町長は、団地センターの使用目的が次の各号に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公共の秩序若しくは風俗をみだし又は公益を害するおそれがあると認められる場合
- (2) その他不相当と認められる場合

(損害賠償)

第9条 使用者は、建物、附属施設、備付けの備品等を破損し、又は滅失したときは、こ

<p><u>(利用料金の減免)</u>  <u>第12条</u> 指定管理者は、規則に定めるところにより利用料金を減免することができる。</p> <p><u>(委任)</u>  <u>第13条</u> 略</p> <p><u>別表(第11条関係)</u>  <u>智頭町農業団地センター利用料金</u>  (表については別紙参照)</p>	<p><u>れを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>2 町長は、第7条の規定に基づく使用許可の取消し等により、使用者が被った損害については、その賠償の責めを負わない。</u></p> <p><u>(管理の委託)</u>  <u>第10条</u> 町長は、団地センターの管理を智頭町農業協同組合に委託する。</p> <p><u>(委任)</u>  <u>第11条</u> 略</p> <p><u>別表(第5条関係)</u>  <u>智頭町農業団地センター使用料表</u>  (表については別紙参照)</p>
---	---

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### ( 準備行為 )

- 2 改正後の智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### ( 経過措置 )

- 3 この条例の施行の日前に改正前の智頭町農業団地センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

改 正 後

別表（第 1 1 条関係）

智頭町農業団地センター利用料金

種類 / 区分	利 用 料	
農産加工研修室	1 時間につき	4 0 0 円
生産組織会議室	1 時間につき	1 0 0 円
営農研修室	1 時間につき	3 0 0 円
営農推進室	1 時間につき	1 0 0 円

備考 1 時間未満は、1 時間とする。

改 正 前

別表（第 5 条関係）

智頭町農業団地センター使用料表

種類 \ 区分	基本使用料	追加料金	冷暖房料
農産加工研修室	1,050円	105円	基本追加使用料に50%加算する。
生産組織会議室	735円	73円	
営農研修室	1,575円	157円	

備考

- 1 基本使用料は、許可使用時間 4 時間までの額をいう。
- 2 追加使用料は、使用時間を超えて使用した時間 1 時間の額。ただし、端数時間は 1 時間として計算し、追加料金については 1 円未満は切り捨てる。